

第10回市民に親しまれる道路愛称選考方法

第一次選考

推薦道路の中から、第二次選考の対象とする道路区間を選考

- ① 次の選考基準を基に、推薦道路区間の写真・応募理由等を参考に各委員が5つの道路区間を選択する。※1
 - ② 投票用紙に区間番号を記入する。
 - ③ 投票の多い順から投票結果一覧表を作成する。
 - ④ 集計結果を踏まえ、委員の審議により二次選考の対象とする上位区間を選考する。(おおむね10程度)
- ※1 必ずしも5つを選択する必要はありません。

選考基準(道路区間)

- (1) 地域を代表する道路の区間であること。
- (2) 愛称を付けることにより市民生活の利便性が向上する道路の区間であること。

【以下の基準については審査済み】

- (3) 秋田市内の国道、県道、市道その他公衆に利用されている道路であること。
- (4) 過去に道路愛称を受賞していないものであること。

第二次選考

第一次選考の上位道路区間から、最終選考の対象とする道路区間を選考

- ① 第一次選考での選考基準を基に、上位道路区間を3つ選択する。※2
 - ② ふさわしいと思われる区間から順に5点・3点・1点の得点をつけ、投票用紙に道路の区間番号を記入する。
 - ③ 得点の多い順から選考結果を作成する。
 - ④ 選考結果を踏まえ、委員の審議により最終選考の対象とする上位区間を選考する。(おおむね5程度)
- ※2 必ずしも3つを選択する必要はありません。

現地視察

第二次選考選考上位区間について、委員協議の上、現地視察を行う。

最終選考

現地視察を参考に、投票および委員審議により道路愛称を決定

- ① 次の選考基準を基に、道路区間の愛称を3つ選択する。※3
 - ② ふさわしいと思われる愛称から順に5点・3点・1点の得点をつけ、投票用紙に道路の応募番号、愛称名および選考理由を記入する。
 - ③ 得点の多い順から選考結果を作成する。
 - ④ 集計結果を踏まえ、委員の審議により道路愛称を決定する。
 - ⑤ 決定愛称が複数ある場合は、抽選とする。
- ※3 必ずしも3つを選択する必要はありません。

愛称決定 (2つ程度)

選考基準(愛称)

- (1) 当該道路等を象徴する愛称か。 . . . 象徴性
- (2) 覚え易い愛称か。 . . . 記憶性
- (3) 親しみある愛称か。 . . . 呼称性
- (4) 地域の雰囲気、街並みに対応する愛称か。 . . . 地域性
- (5) 他に類似愛称はないか。 . . . 独自性